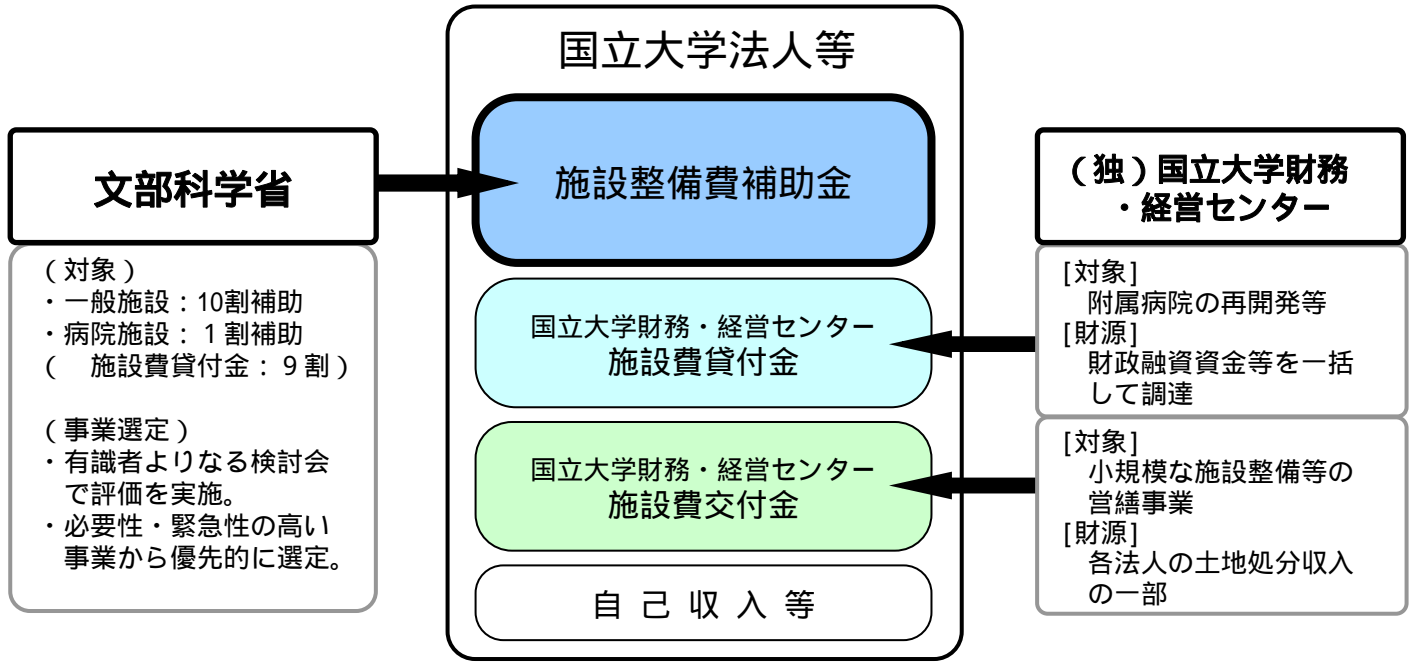


国立大学法人等施設整備の仕組みと予算

施設整備の財源は、毎年度国が措置する施設整備費補助金が基本。

一方、財源の多様化や安定的な整備の観点から施設費貸付事業・交付事業、大学等の自主性・自律性の確保の観点から自己収入などによる整備も可能。



区分	交付等の主体	財源	対象	概要
施設整備費補助事業	国	一般会計予算 <small>(平成24年度予算(案)においては復興特別会計を含む。)</small>	施設整備 大型設備 不動産購入 災害復旧 附帯事務	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人の施設整備の基本的財源 国が定額を補助
施設費交付事業	国立大学財務・経営センター	土地処分収入	病院の施設整備 病院設備 等	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人が土地を処分して得られた収入の一部を国立大学財務・経営センターに納付、全大学の施設整備財源として活用 国立大学法人全体の均衡の取れた施設整備を実施
施設費貸付事業		長期借入金	病院の施設整備 病院設備 等	<ul style="list-style-type: none"> 病院再開発等、多額の費用を要する事業を安定的に進めるため実施 国立大学財務・経営センターが一括調達し、各大学に必要な額を貸付、各大学は病院収入等で返済
自己収入等による整備	(各大学)	産業界・地方公共団体との連携 寄付 等	施設整備全般	<ul style="list-style-type: none"> 寄付その他の自己収入を活用し、各大学の自主的な判断により実施